

音楽制作とフリーランス法

Field-R法律事務所

弁護士 清水航

フリーランス法の概要

フリーランスに対して業務を発注する場合に

- しなければならないこと
 - a. 取引条件の明示
 - b. 報酬の支払期日の遵守
(60日ルール)
 - c. 契約終了時の事前予告
 - d. ハラスメント対策等

→ フリーランスに対する
不意打ちを防止！

- してはならないこと
 - a. 受領拒絶
 - b. 報酬減額
 - c. 買ったたき
 - d. 不当な経済上の利益の
提供要請
 - e. 不当な給付内容の変更・
やり直し
 - f. 虚偽の募集情報の表示

フリーランス法の適用範囲

- 適用範囲が広いのが特徴

→以下の観点から適用の有無を確認することとなるが…

1つひとつの要件は緩やかなので多くのケースで主張可能

①対象となる受注者・発注者

②対象となる取引

③規定ごとに定められる業務委託期間

※業務委託をした日から納品までの期間

フリーランス法の適用範囲

■ ①対象となる受注者・発注者

a. 特定受託事業者(2条1項各号)

- ・個人であって、従業員を使用しないもの
- ・法人であって、代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの

b. 特定業務委託事業者(2条6項各号)

- ・個人であって、従業員を使用するもの
- ・法人であって、二以上の役員があり、または従業員を使用するもの

※取引条件の明示義務はすべての業務委託事業者が対象

フリーランス法の適用範囲

- ②対象となる取引
 - a. 事業者がその事業のために他の事業者にも物品の製造(加工)または情報成果物の作成を委託すること
例) 楽曲制作等
 - b. 事業者がその事業のために他の事業者にも役務の提供を委託すること
- 著作権譲渡契約
 - ・MPA書式による著作権譲渡「のみ」であれば対象外
 - ・但し、実態としては楽曲制作業務の成果物(業務の一部)である場合が多い
 - フリーランス法は基本的に公法(=私的自治による支配は及ばない)
 - + ガイドラインも知的財産権の譲渡を「給付の内容」として想定
 - ⇒形式的に書面が分かれていても一体的な取引として適用すべき

フリーランス法の適用範囲

- マネジメント事務所が介在している場合
 - 事務所が「実質的に」業務委託をしているか
 - ① 委託の内容への関与の状況(→ 中心的な要素)
 - ・ 情報成果物又は役務の内容
 - ・ 相手方事業者
 - ・ 報酬額
 - ② 反対給付たる金銭債権の内容及び性格
 - ③ 債務不履行時の責任主体等
 - ⇒ 多くの場合は、マネジメント事務所が特定業務委託事業者に該当
但し、エージェント契約の場合は？

取引条件の明示義務(第3条)

- 発注者は、フリーランスに対して業務委託をした場合は、直ちに特定の事項を、書面または電磁的方法(メールや LINE 等)により明示しなければならない。

※過去の3つの勧告事例のいずれにおいても言及あり

※特定業務委託事業者でなくとも適用される

→フリーランスの作家が再委託する場合も適用

取引条件の明示義務(第3条)

- ①発注者およびフリーランスの商号、氏名・名称等
- ②業務委託をした日
- ③業務の内容
- ④フリーランスから成果物等を受領したり、役務の提供を受ける期日
- ⑤フリーランスから成果物等を受領したり、役務の提供を受ける場所
 - ※楽曲データ等をメール等で受領する場合、提出先としてメールアドレス等を明示
- ⑥成果物等の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日
- ⑦報酬の額および支払期日
- ⑧報酬の支払いにつき現金以外の方法が取られる場合の所定事項

取引条件の明示義務(第3条)

③業務の内容

→著作権等の譲渡、許諾・不行使等の合意を含む場合には、
その種類・範囲

⑦報酬の額および支払期日

→著作権等の譲渡・許諾の対価も報酬に加える必要がある

⇒単に「楽曲の著作権について、発注者の指定する音楽出版社と著作権譲渡契約を締結する」だけでは不十分

ex)譲渡期間、印税率、譲渡先、管理方法等

取引条件の明示義務(第3条)

- 業務委託をすることについて合意した場合には、「直ちに」取引条件を明示
 - 「すぐに」=一切の遅れを許さない
- 「業務委託をすることについて合意した場合」とは？
 - 法律上の契約成立とは異なるはず
 - ※裁判例は事業者間で契約書作成予定があると押印が完了するまでは契約成立を認めない傾向
 - ⇒依頼の経緯・文言(第三者への委託の可能性等)に加え、受託者側に生じる負担も考慮して判断されるべき
 - ・準備行為の開始
 - ・スケジュールの調整(履行開始日までの期間)

取引条件の明示義務(第3条)

- 発注時点で内容が定められないことにつき正当な理由がある場合

→以下の内容を明示＋決定後直ちに明示

- ① 当該事項の内容が定められない理由
- ② 当該事項の内容を定めることとなる予定日

取引条件の明示義務(第3条)

- 「正当な理由」とは

→内容について決定できない客観的な理由が必要

例：放送番組の作成委託において、タイトル、放送時間、コンセプトについて決まっているが、委託した時点では、放送番組の具体的な内容については決定できず、「報酬の額」が定まっていない場合(QA39)

→①成果物の内容が受託者の業務の履行によって定まっていく

②①で定める内容に応じた報酬額が定められる

× 大元の発注者との関係で報酬額が定まっていない

× プロジェクト全体の予算が定まっていない

報酬の支払期日の遵守(第4条)

■ 原則

報酬の支払期日は、特定業務委託事業者がフリーランスの成果物等を受領した日（×検査の完了日）から起算して60日の期間内のできる限り短い期間内で、定められなければならない。

※違反した場合には、支払期日に関するみなし規定あり

■ 再委託時の例外

大元の発注者(元委託者)から依頼された業務(元委託業務)の再委託
→一定の事項を明示した場合に限り、元委託業務の対価の支払期日
から30日以内

報酬の支払期日の遵守(第4条)

■ 印税の取扱い

印税はあくまで権利譲渡等の対価であって、業務自体の対価ではないから支払期日の制限は適用されない(?)

■ 問題点

①第3条と第4条で「報酬」の解釈を異にできるか

②著作権法上の権利が必ずしも発生しない場合(プロデュース印税等)

cf. ライブツアーにおける来場者数等に応じた成果報酬

③業務自体の対価が0円というのは、不当な買ったときに該当しないか

・従前の慣行によって、「0円」が正当化されるのか(不当性の解消)

※業務提携性の強いアーティスト契約との違い

・業務自体の適正な対価はいくらか

禁止される行為(第5条)

特定業務委託事業者が、フリーランスに対して1か月以上の業務委託をした場合の禁止事項

- ①フリーランスに責任や落ち度がないのに、フリーランスの成果物等の受領を拒絶すること
- ②フリーランスに責任や落ち度がないのに、報酬額を減らすこと
- ③フリーランスに責任や落ち度がないのに、一度受け取った成果物等を返品すること(役務提供の場合を除く)
- ④通常相場に比べ著しく低い報酬額を不当に定めること(買ったたき)
- ⑤正当な理由なく発注者の指定する物の購入・役務の利用を強制すること
- ⑥発注者のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
- ⑦フリーランスに責任や落ち度がないのに、業務内容を変更させ、またはやり直しさせること

※⑥⑦についてはフリーランスの利益を不当に害する場合に限る

禁止される行為(第5条)

■ 買いたたき

①通常支払われる対価より著しく低い報酬

②不当に定めること

→以下の事情を総合考慮

- ・通常相場との乖離

- ※従前の報酬単価に比べて著しく低い場合も含む

- ・業務の履行に要する原価等の事情

- ・報酬額の決定に際して十分な協議が行われたか

- ex. 一方的な予算の押し付け

- ・差別的であるか

禁止される行為(第5条)

- 経済上の利益の提供、業務内容の変更・やり直し
 - 不当性は個別に判断されるが、否定される場合は限定的
 - ※ 勧告事例: 島村楽器における無償での体験レッスン
 - a. 曲数の増加、目的外利用
 - b. リテイク
 - ・ 契約不適合責任を問える場合は限定的
 - ・ 業界慣習として当然に業務内容に含むとは言えない
 - 業務内容に含まれる場合は事前に明示すべき

募集情報の的確表示義務(第12条)

■ 対象

特定業務委託事業者が、広告等によって、業務委託に関するフリーランスの募集情報を提供するとき

■ 義務内容

①虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない

②正確かつ最新の内容に保たなければならない

×取引条件の明示

■ 「募集」

= 広告等(書面やメール等)により広く勧誘すること

→ 2人以上の複数人を相手に打診する場合は広く含まれる(QA84)

募集情報の的確表示義務(第12条)

■ 楽曲コンペ

- ・コンペの募集自体で業務委託(合意)はしていない場合が多い
 - 第3条から第5条の直接の適用対象とは言いにくい
 - ※楽曲の不当に長期間のホールドは、別途独占禁止法違反(優越的地位の濫用)等に当たる可能性はある
- ・通過した作家への関連業務の委託が想定されている場合
 - 業務委託に関する募集情報の提供には該当する
(少人数を対象とするクローズドコンペを含む)
- ・積極的な取引条件の明示義務は定められていないが…
 - 通過後に業務委託する際の「不当性」に十分考慮されるべき

中途解約および不更新時の予告義務(16 条)

- 特定業務委託事業者は、6か月以上の業務委託に関する契約の解除(契約の不更新)をする場合には、書面、メール等により、30日前までにその予告をしなければならない。
- 事前予告が不要な場合
→フリーランスによる重大または悪質な違反が原因の場合
等に限られる

中途解約および不更新時の予告義務(16 条)

- 予告さえすれば自由に解除できるわけではない
 - ・請負契約の民法上のルール
 - 注文者が受ける利益の割合に応じた報酬(634条)
 - 任意解除時の損害賠償請求権(641条)
 - ・契約解除や受領拒絶も不当な給付内容の変更に当たり得る

フリーランスから見た契約交渉とフリーランス法

(1)業務受託時点

- ① 適切な契約条件の明示の促し
- ② 報酬の金額、支払期日等の契約条件の交渉

(2)業務開始後or納品後

- ① 事後的な契約条件の交渉
- ② 発注者による事後的な契約条件の追加・変更
→(1)やその前の募集段階での契約条件の明示が適切になされていたか



ご清聴ありがとうございました

Field-R法律事務所

弁護士 清水航

<https://www.field-r.com/>